

議案第 3 号

野田市小中学校結核対策委員会委員の委嘱について

野田市小中学校結核対策委員会設置要綱（平成19年野田市教育委員会告示第10号）第3条第2項の規定により、次の者を野田市小中学校結核対策委員会委員に委嘱する。

平成29年10月25日提出

野田市教育委員会教育長 東條 三枝子

氏 名	備 考
おくだ かずよし 岡田 一芳	野田市医師会を代表する者
かねもと ひでゆき 金本 秀之	結核の専門医
やまうち としただ 山内 俊忠	結核の専門医
はたの ひでき 畑野 秀樹	学校医を代表する者
さかもと やすひろ 坂本 泰啓	野田健康福祉センター所長
いまむら み か こ 今村 美華子	野田健康福祉センター技師
ふなばし たかし 船橋 高志	学校長を代表する者
こじま ひろゆき 小島 宏之	学校長を代表する者
たなか きょうこ 田中 教子	保健主事を代表する者
きくち し な こ 菊池 志奈子	保健主事を代表する者
なかがわ じゅり 中川 樹里	養護教諭を代表する者
いしざき ゆり 石崎 有里	養護教諭を代表する者
ねもと い 根本 ま衣	養護教諭を代表する者

平成29年11月 1日付委嘱

平成30年10月31日満了

提案理由

平成29年10月31日の任期満了に伴い、新たに委嘱しようとするものである。

平成29年度野田市小中学校結核対策委員名簿

委員構成区分	氏名	備考
社団法人野田市医師会代表	おかだ かずよし 岡田 一芳	再任
結核の専門医	かねもと ひでゆき 金本 秀之	再任
結核の専門医	やまうち としただ 山内 俊忠	再任
学校医代表	はたの ひでき 畑野 秀樹	再任
野田保健所長	さかもと やすひろ 坂本 泰啓	再任
保健所の結核担当者	いまむら みかこ 今村 美華子	再任
学校長代表	フナバシ タカシ 船橋 高志	再任
学校長代表	コジマ ヒロユキ 小島 宏之	再任
保健主事代表	タナカ キョウコ 田中 教子	再任
保健主事代表	キクチ シナコ 菊池 志奈子	再任
養護教諭代表	ナカガワ ジュリ 中川 樹里	再任
養護教諭代表	イシザキ ユリ 石崎 有里	再任
養護教諭代表	ねもと い 根本 ま衣	再任
※学校教育部長	くわばら たつお 桑原 辰夫	
※学校教育課長	ながつま よしたか 長妻 美孝	

任期:平成29年11月1日から平成30年10月31日まで

※学校教育部長及び学校教育課長の任期は、野田市小中学校結核対策委員会設置要綱第3条第2項により、当該職にある期間とする。

野田市小中学校結核対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒（以下「児童等」という。）の結核検診の適正かつ円滑な実施のため、教育委員会の補助機関として野田市小中学校結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 学校における結核検診の実施状況に関すること。
- (2) 精密検査対象児童等の管理方針に関すること。
- (3) 患者発生時の対策に関すること。
- (4) 地域と連携した学校の結核管理方針に関すること。
- (5) その他結核対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 野田保健所長
- (2) 結核の専門医
- (3) 学校医を代表する者
- (4) 社団法人野田市医師会を代表する者
- (5) 野田保健所の技師
- (6) 学校長を代表する者
- (7) 保健主事を代表する者
- (8) 養護教諭を代表する者
- (9) 学校教育部長
- (10) 学校教育課長

(任期等)

第4条 委嘱する委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第1号から第5号までの委員は、非常勤の特別職とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員の互選により選任する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(判定部会)

第6条 委員会に精密検査対象児童を選定するため、判定部会を置く。

2 判定部会の委員は、第3条第2項第1号から第5号までの委員で組織する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育部学校教育課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。